

鴨川

迎春

第14号 1994.1.1

鴨川法律事務所



明治の人身売買禁止令

坂元和夫

明治五年七月のことです。

あるペルー人が清国のマカオで清国人二三〇人を奴隷として買入れ、自分の所有船マリヤ・ルーツ号に載せて本国へ連れて帰る途中、横浜に寄港しました。夜半、一人の清国人が海に飛び込んで逃げようとし、折から停泊中のイギリスの軍艦に救われたことから、英国公使が日本政府にその処置を求めてきました。日本政府は、マリヤ・ルーツ号を抑留して取調べたうえ、清国人を全員解放して清国に送還しました。

船主のペルー人は本国へ逃げ帰り、自国の政府に事の次第を訴え出しました。これを受けてペルー政府は、日本政府に対し、自国民の

本は、不平等条約改正のために、世界の文明国の仲間入りをしようと懸命に努力していたからです。

✦

そこで、司法卿江藤新平が「人を責めんと欲すれば、自らも正しからざるべからず」との正論のもとに、人身売買の禁止を熱心に主張したこともあり、その年の一〇月に早くも次のような太政官布告が發布されました。

✦

訟を取り上げない理由として、「芸娼妓等年期奉公人は、人身の権利を失う者だから牛馬と異ならない。人から牛馬に対して物の返還を求めることはできないから、貸借訴訟を取り上げないのだ」という面白い説明をしています。これをうけて、判例上も芸娼妓の自由廃業権が認められました。

しかし、不平等条約改正が済んでしまうと、政府は明治三年の娼妓取締規則（内務省令）により、芸娼妓を行政的取締りの下に公認しました。そして、大審院も芸娼妓契約有効論に転じたことから、人身売買禁止令は骨抜きとなりました。

その結果、その後数十年にわたって、多くの貧しい家庭の子女が昔と変わらず苦界に身を沈めることとなったのは周知のとおりです。

女性をはじめ、貧しさゆえに身の束縛から逃れられなかった人々の本当の解放

は、個人の尊厳と人身の自由を保障した日本国憲法の制定と、昭和三十一年の売春防止法を待たなければなりませんでした。

✦

戦前の実情からすれば、今日のセク・ハラ論議や夫婦別姓論議は隔世の感があります。

グローバルな視野に立てば、昨年六月の世界人権会議で採択されたウィーン宣言には、女性の差別・搾取・性的奴隷等の人権侵害の除去がうたわれました。

しかし、一方では、今でも、わが国では、東南アジア女性を対象とした人身売買的な売春強要や詐欺的結婚斡旋が行われており、ボスニアでは、組織的レイプが行われたことが報じられています。

明治の人身売買禁止令から隔たること百二十数年、人身の自由が真に確立されるには、今少し時間がかかりそうです。



「水俣病」判決に思う

尾藤 廣 喜

● 提訴八年で迎えた勝訴

判決

昨年一月二六日、水俣病京都訴訟の判決が下されました。昭和六〇年一月二八日に提訴されてから八年。どのような判決になるのかによって、公式発見以来三七年にもなる水俣病被害の早期解決の道を開けるかどうかが決まるだけに、判決の前数日間はなかなか寝つけない状態が続きました。

午前九時四五分に入廷。判決前数分間の沈黙（この時間の長かったこと）の後、午前一〇時に、言渡し。結果は、加害企業チソンだけでなく国、熊本県の責任をも厳しく認定し、原告四六

人中三八人を水俣病と認めた画期的な勝訴判決でした。

● 京都判決の意義

水俣病京都訴訟判決の第一の意義は、原告の全員が「県外被害者」である訴訟について出されたはじめての判決という点にあります。チソンによる有機水銀のたれ流しで、漁ができなくなったことから、故郷を遠く離れて大阪や京都で生活せざるを得なくなった被害者達、これらの人々の多くは、水俣の出身であることも隠して、都会の片角でひっそりと、救済を訴える方法すらも知らずに暮らしてきました。

八年前の提訴の際に、原

告でその後無念にも亡くなられた西川トヨ子さんが「提訴できてよかった」と涙の記者会見をしたことが、今もって目に浮かびます。

今回の判決は、水俣付近に住む被害者とともに、県外に出ざるを得なかった被害者もまた平等に救済を行わなければならないことを認めた判決となりました。

この判決の第二の意義は、国、熊本県の責任をはっきりと認めた点にあります。水俣湾の汚染によって住民が次々と倒れ、狂死していく中で、工場排水の停止を求めてチソンの工場におしかけた漁民を逮捕までしながら、国も熊本県も、チソンの工場排水の規制や湾内の漁獲禁止を行おうとしませんでした。このため、被害は不知火海一円に拡がり、二万人とも三万人ともいわれる被害者を生み出していたのです。

今回の判決は、熊本地裁の二つの判決に引き続いて、

国と熊本県の責任を認めた点に、非常に重要な意義を持つものです。

● 汚染の広がりについての誤解

今回の判決は、このように大きな意義を持つものですが、原告の中心となつて一生懸命まとめ役をしていた佐々木一雄団長をはじめ八名の方の請求が棄却されたことは、私にとって大変なショックでした。

棄却された八名の人々は、水俣から若干距離のある地域に居住していた人が多く、深刻な汚染と被害の広がり、現地での漁場がお互いに相互乗り入れしていた実態についての裁判所の理解が不十分であったと考えられ、控訴審では、必ず認容されるものと確信しています。佐々木団長は、判決後の記者会見で、「一人でも棄却されれば、他の原告の方に申し訳ない気持ちで一杯だった。自分が棄却された

ことは悲しいことだが、他の人でなくてよかった。」と発言されました。

私達弁護士は、自分の敗訴判決を受けた時にすら、このように発言できる人を団長に持つて裁判を闘えることの幸せに胸がつまる思いです。

● せまられる国の決断

「たとえ、知事を罷免されても、水俣病問題の解決をこれ以上遅らせるわけにいかない」——細川首相が知事時代に発言した言葉です。

水俣病の範囲を狭く限定して、救済の途を閉ざす一方で、各地の裁判所の和解勧告を無視している国の責任が、今回の判決で厳しく指摘されました。

一日に一人の割合で原告が死亡している今日、国の一日も早い決断を求めて、全力を尽くしたいと思いません。



過疎地法律相談

山崎浩一

山陰線の旅■

「かに寿司弁当はいかがですか」という車内販売の女性の売り声に、ふと読みかけの法律雑誌から目を上げると、車窓には、澄んだ碧海が木々の間に見え隠れしていた。

近くの雑木林にはまだ紅葉の名残りが去りゆく秋を惜しんでいるかのようだったが、遠くの山々は既に雪化粧をしていた。

山陰線の車窓からの風景は、溪谷、田園、海と旅人を飽きさせることはない。

京都から特急で約二時間半。ようやく峰山駅に到着した。ここはちりめんであえた町だが、羽衣伝説の里でもある。そういえば、隣

の丹後大宮は小野小町のゆかりの地である。

駅には、町民課の職員が町役場の公用車で出迎えに来てくれている。相談会場の織物センターに行く途中「今日はまた一人増えました」と相談者が九人になったことを伝えてくれた。

無料法律相談■

これは、僕が、先日、過疎地相談の担当として峰山町に行った時の情景を旅行記風に記したものです。

京都弁護士会は、府・市から委託を受けて無料法律相談を行っています。例えば、区役所では毎週水曜日の午後、弁護士による無料法律相談を受けることができます。

そして、このような無料法律相談は市内だけではなく、特に過疎地相談というものを行っている、峰山町の無料相談もこれにあたります。

ただ、この場合は毎週ではなくて二カ月に一回という、ごく少ない回数になっています。

市民に対する無料法律相談は弁護士会の公共的サービスのひとつです。このような公共的サービスに協力することも弁護士の社会的使命と考えられています。

京都弁護士会の弁護士は弁護士会の規則によって無料法律相談に協力することが義務づけられています。

個々の弁護士が、どの地区の相談を担当するかについて、ある程度本人の希望をいうことができるのですが、僕は、市内の区役所の相談よりも、過疎地の相談を希望することが多いのです。

それは旅行気分を味わえ

ること、素朴な人情に触れることができること等の魅力があることや、それなりに過疎地の人々の相談にのるべきという使命感などからなのですが、いざ担当してみると法や裁判のあり方といったことについて考えさせられることが多くあります。

弁護士がいない■

最も難しい点は、地元

に弁護士がいないことです。ですから、ちょっととした法的処理さえすれば権利が救済できる紛争でも、その処理ができないために結局は泣寝入りしているのではないかと危惧します。相談の時に、裁判所に本人で訴訟を起こすことを進めても結局はそのままにしているのではないかと思えるものがあります。

弁護士の大都市偏在は深刻な問題で、日弁連の司法シンポジウムでも、山陰地方の弁護士過疎の状況が報告されていました。

過疎地相談の充実を■
そうはいつても、すぐに弁護士の大都市偏在は解消されそうにもないので、応急措置としては、過疎地相談を充実させることが最低限必要でしょう。

現在のように、二カ月に一回の割合では何とも少ないと思います。相談者が多くて断っているときもあるようです。時間を制限してもらっているのですが、相談者してみれば折角相談するのだから、沢山相談したいでしょう。ある相談者は京都までのタクシー料金を出すから、もっと長時間相談に乗ってほしいという要望をしました。

このように相談を充実するほか、根本的な問題である弁護士偏在を解消し、過疎地への必要な法的サービスの提供をどう充実させていくのかを皆で考えなければならぬと感じた次第です。



「心理療法マインド」

杉本孝子

問題を抱えて法律事務所や心理療法家に来談する人を、英語ではともに「クライアント」という。法的な紛争解決も心理療法も、ともにひとりでは解決困難な問題への専門家の介入である。しかし、両者には、目的や制度に本質的な違いがあり、したがって手段、方法も異なっている。

問題を法的に解決するため、弁護士は、相談者の要望を確認し、相談者から事情を「聞く」。目指す法律効果を導くために必要な事実を漏れなく質問する。そして、聞きながら絶えず法的な評価をなし、ときには、相談者側の落度とされるも

のに言及する場合もある。

必要とあらば相談者以外からも情報を得、自ら外に出かけるなど、できるだけ正確な客観的事実を収集する。法的に解決するには、法律判断の前提となる事実の存在が出发点となるからである。これら準備作業を経たうえで、紛争解決に向け、任意の話し合いや訴訟など、相手に対するしかるべき行動を開始することになる。

心理療法では、それぞれの立場上の相違はあるが、例えば、セラピストは、クライアントとの「面接」を通して、クライアントが自ら語る言葉に誠実に心と耳とを傾けて「聴き」、そして、

悩み・葛藤を抱えたクライアントの気持ちに共感する。

人間関係の専門家としての見通しを持ちつつも、先走って質問したり、参考意見をいったり、まして批判・評価はしない。心理療法は、この一対一の「面接」そのものがすべてであって、行動を起こす訳ではない。心が心に語り交わす治療関係の流れを介し、クライアントが自分を語り自分自身に触れ直していく過程に意義がある、といわれている。

このような中で、セラピストにできることは、例えば、クライアントが自分の気持ちを整理し、真に望むものがなんであるかを明らかにするのを助けることもある。或いは、クライアントが現実をも見極めたうえで、(法的な解決に進むことも含め)自らの道を選びとっていくのを側面から援助することにもなろう。

二つをぐくおおまかに述

べたが、その論理を抽象的にいえば、心理療法を、「包み抱える」母性原理の働く内的なもの、とすれば、法的な解決は、「切る」父性原理の働く行動的なもの、といえるであろう。

ところで、法律家が関与する分野の中でも、経済的に解決できることであれば別として、例えば離婚をはじめとする身分関係などの分野においては、「切る」論理だけでは不十分である。「離婚したい」、と言葉では表現されていても、実のところ自分の真意をはかりかねている場合や、離婚まで決意している妻の気持ちを夫が理解してくれることにこそ妻の真意がある場合などの例は、決して少なくない。そのうえ、一旦気持ちに確定したとしても不動のものではなく、さらに、離婚に達するまでの作業は精神的に並大抵ではない。

これらを進めていくに際

し、心理療法の専門家のように、心の内面にまで深く沈められているものに関わることは不可能にしても、その基本となる「聴く」ことだけでも、評価や判断を日常的な業務としている者(法律家)にとっては至難の技といえよう。

とはいえ、法的な解決も、その仕方に無理がなければ、まさに「水」の流れ「去る」ところに落ち着くという「法」の字の示すとおり、人間関係を介し自然な流れを求めると、つながらるところがあるのではなからうか。当然のようであるが、法律家に関わる問題によっては、時間その他の制約の中でも、「心理療法マインド」から学ぶところは大い、と思う。

(三月に定年退官される京大の臨床心理M教授退官記念論集のため、両者の「面接」の意義を中心とする論文を、初めて書いてみました)

PL制度化の動き

PLといっても、高校野球の強豪とは関係ありません。Products Liability (製造物責任) の頭文字をとっているのです。

商品の欠陥により被害が生じた場合、その製造者が責任を負うのは当然のことですが、これまで日本ではこのような責任を問う例は稀でした。それは、被害者が欠陥の存在と、欠陥があることについての製造者の過失を証明しなければならぬことになっていたのでした。

しかし、このようなことは、被害者救済や公平の観点から問題ですし、安全な商品を提供させるためにはきちんと責任を負担させる制度が必要です。

有名なアメリカ映画「訴訟」でご存知の方も多いと

思いますが、アメリカではPL訴訟が活用されています。企業は悲鳴をあげていると批判的意見もあります。アメリカでは商品の安全には配慮がなされています。

日本でもようやく、最近日弁連も含め、各界からPL法制定の要望が高まり、国民生活審議会がPL制度の内容について答申を出しました。

しかし、この答申は、事故時の欠陥の推定規定を置かない、一定の水準に照らして危険が予見できない場合には責任を負わないという開発危険の抗弁を認め、製造者の資料を開示させる制度を充実させていない、高度の蓋然性の証明を維持した等不十分な内容となっています。より消費者の権利の保護に厚い制度化が必要です。